



異議申入書

平成24年7月20日

江戸川区長
多田正見殿

住所 江戸川区平井2-4-13

氏名 深谷 静雄



次の通り異議の申し入れをします。

- 1 申し入れの対象となる契約件名又は措置
公立学校の改築工事・公共調達による松江小学校、船堀小学校、第二葛西小学校の入札結果に関して
- 2 異議のある事項及びその根拠
別紙の通り

(別紙) 公立学校の改築工事・公共調達に関する異議申立

2012年7月20日
江戸川区民オンブズマン
代表幹事 深谷静雄
江戸川区平井2-4-13
Tel 03-3681-8431

はじめに

江戸川区は23年度より小中学校の改築に総額2000億円を投じるとして、50を越える学校改築をはじめました。24年度予算案で51億3661万円を計上しています。このために、工事業者の選定に当たり「公共調達基本条例」を策定し、目的を「公平性・公正性・競争性・透明性の確保はもとより、地域社会への貢献や地域経済の活性化にその効果が十分に発揮されること」としました。業者を評価して社会的要請点(50点満点)と入札額を50点の評価として、総合点で落札業者を決めることとしました。

1. 松江小学校改築に伴う給排水設備工事—入札は1者入札、落札率99.4%。

松江小学校は公共調達の第1号です。「希望型指名競争入札制度」に比して、未来を担う生徒達の教育を担い、地域コミュニティの中心となり、防災拠点ともなる学校は、公共性は高く、その公平性・公正性・競争性・透明性の確保は一層求められるものです。しかし、松江小学校の改築工事の入札で1社しかないという工事が2つ出ました。しかも、落札率99%、評価点は30点にも及ばないものがありました。

区はこれについて競争性は失われておらず入札は有効としました。しかし、江戸川区公共調達審査会で、「松江小学校の入札における1者入札等の課題が解消しない場合、制度を大きく転換する必要がある」と制度設計の見直しを示唆していました。私たち区民オンブズマンも「後の引き続き学校改築ではどのように入札や落札率は推移するか、大いに危惧するところである」と指摘していました。

<松江小学校改築工事の各入札状況>

件名	選定社	落札率	評価点
空調設備工事	4社	80.4%	90.78点
給排水工事	1社	99.4%	27.65点
電気設備	1社	89.8%	64.33点
改築工事	8社	83.4%	90.11点

2. 船堀小・二葛西小の2校の入札で1者入札が三度起り、さらに落札率99%も。

ところが、24年1~2月に行われた船堀小・二葛西小の2校の入札で1者入札が三度出ました。

<3校の入札社数と落札率> *(社数)落札率

	松江小	船堀小	二葛西小
空調施設	(4)80.4%	(1)86.3	(4)82.9
給排水施設	(1)99.4	(2)99.7	(2)99.5

電気設備	(1)89.8	(2)93.9	(2)89.9
改築工事	(8)83.4	(3)87.7	(1)87.2

- 1) 船堀小の空調設備 2 億 8 千万円、二葛西小の改築工事は 1 6 億円を越える大きな工事です。本来なら（江戸川区の旧入札制度では）いずれも 1 0 社以上の入札者があって入札が成立する要件です。このことに関して区は「1 者入札であるが、本案件は広く参加を募る一般入札であり、他に入札参加者がいると言う前提で競争する意思をもって参加しており、…競争性が存在していると考えられることができる」と言っています。私たちはこれには到底納得できません。どこの自治体で 1 者入札で競争性が成立するという規定を持っているというのでしょうか。私たちは寡聞にして知りません。
 - 2) とりわけ給排水工事の 3 校の入札社数と落札率および評価点は、際だって正常とは思われません。落札した業者の総合評価点は、松江小 27.65 点、船堀小で 36.75 点、二葛西小で 30.16 点です。5 0 点にも満たない評価点でなぜ落札させたのでしょうか。なんの為の総合評価でしょうか。
入札額については、他社との競争のもと、是非とも工事を請け負うつもりなら、入札額を 9 9 % で入札するでしょうか。誰もが疑問に思うところです。これは談合があるのではないかと疑うのは常識です。調達審査会からは「競争性をより確保する観点から、多くの積極的な入札参加者が望まれる」としているが、1 社入札が 3 度も出た現在、そんな悠長なことを言っている場合でしょうか。
 - 3) 2 0 数億円かける改築工事は松江小では 8 社が応募したのに、船堀小・3 社、二葛西小では遂に 1 社となりました。業者は景気が良くて、忙しくて学校の改築には意欲がないのでしょうか。入札が 8 社→1 社に減ったのはどう見ても理解しがたいところです。当然落札率も上がりました。これも談合の疑いを持たざるをえません。
3. 私たちは今回の 3 件の公共調達について異議申し立てを行います。

1 者入札と高い落札率の工事については、「談合情報による対応事務マニュアル」による調査をただちに開始すること、どのような調査を行ったのか、その経過と結果を公開すること。

1～4 社などのように、なぜ入札者数が少ないのかその原因を明らかにされたい。

総合評価点の合理的基準を設けて、それに達しない場合は入札手続きのやり直しを検討すること
公共調達の制度の欠陥をどう改善するかを審査会とも検討され、そのありかたを明示すること
この条例には処罰規定がありませんから、違約金特約条項や損害賠償請求を規定すること

以上